

婦人部を専回部としたのは粗雑不完全であるが、過渡的なものである。婦人部調査部は元来組織部に入るべきだが、未だそこまで従々の陣営が整はないのである。宣傳部を別に設けなければ、組織と宣傳は切り離せないから、組織部の中に抱括させたのである。

加藤君(大崎)。圖解の説明を熟かたい。

松尾君。(圖解)Fのキ説明する所あり)

小原君(北都)。拡大執行委員会は補助機関であると言小が決議もするとすれば獨立した機関ではないか。拡大執行委員會の種

限如何。

松尾君。幾度云つても同じであるやうに執行委員會を拡大したものである。

塩田君(北都)。本部は實際に行はれない

規約を出すの

関根君(豊岡)。質問行切りの動議を提出します。——成立。

議長。では討論に移ります。

塩田君(北都)。本部の改正案は趣旨も甚だしい。その点を挙げる。(1)拡大執行委員會

の件。(2)支部をなくした事。(3)本部の定款が明かになつてゐないこと、等である。依つてこの本部案に対して修正委員會を選任して、大

修正を加へたいと思ふ。

杉本君(北都)。私は塩田君の提案に賛成する。

関根君(豊岡)。大会で選任されたものは法規委員會に任じたい。(聲——異議なし)

松尾君。もつと反対なり修正なりの意見を述べてから委員附託にされたい。(聲——心要なし)

塩田君(豊岡)。根本的の問題に於ては討論の余

地はない。法規委員會に拠るのが当然である。諸規委員會は法規を汲つたために任命されてゐる。

青柳君(青森)。此の規約に極めて重要であるから少數の諸規委員には一任される。各支部から一、二名の委員を挙げて充分審議したい。

武藤君(北都)。本部の修正案に根本的に反対する。宜しく本部はかゝる案を撤回すべきだ。(議場混乱)。(声——議事進行)

(議長発言)について注意するところあり)

菊田君(川崎)。委員附託の件から決議して行つて下さい。諸規委員に附託するか、改めて各支部から若干名の審議委員を出すか、それを先づ採決して貰ふたい。

田口君(北豊島)。既に大会で任命された

法規委員があるに何故各支部から出す必要があるか。

議長。では此の件を採決に問ひます。第一案、即ち法規委員會に一任すべしとする案

に賛成の方は挙手を願ひます。(七十二票

次に第二案、即ち青柳君の主張せらるる各

支部より一、二名宛審議委員を増員して

これに附託すべしとの案に賛成の方は挙手を願ひます。(三十八票)

議長。第一案が三十八、対七十二の多數を以て可決されました。従つて、此の規約の充分なる審議は大会で選出された五名の法規委員に附託された訳である。次の五名の委員の方は直ちに審議して貰ふたい。

(議長委員名を指呼す)港君。佐々木君。大内君。山田君。吉沢君。委員長 港君。